

マーチャントクラブ会員契約内容書

本契約内容書は、マーチャントクラブにご入会いただいた申込者（以下「会員」といいます）と、マーチャントクラブを運営する株式会社アイマーチャント（以下「当社」といいます）との間で、会員契約に関する条件を定めるものです。

第1条（契約の目的）

本契約は、当社が運営するマーチャントクラブに会員としてご入会いただき、会員が当社の提供するサービスや特典を安心してご利用いただくことを目的とします。

第2条（会員資格）

- 会員は、当社が指定する入会手続きを完了し、当社が承認した方とします。
- 会員資格は、個人に限定され、他者への譲渡や貸与はできません。

第3条（提供サービス）

当社は、会員に対し、以下のサービスを提供いたします。

1. 会員限定の定例会への参加資格

会員は、当社が主催する会員限定の定例会にご参加いただけます。定例会の内容や頻度、開催場所や方法（対面またはオンライン等）は、当社が適宜決定し、会員が所属するコミュニティグループを通じてお知らせいたします。

2. 該当するコミュニティグループへの参加資格

会員は、当社が提供する会員専用のコミュニティグループにご参加いただけます。グループ内での交流や情報共有のためのプラットフォームは当社が指定し、運営ルールは別途当社が定めるものとします。

3. 過去講義動画の閲覧

会員は、入会手続き完了後、当社が提供する過去講義動画を所定の方法で閲覧いただけます。

4. その他のサービス

上記以外にも、会員向けに追加サービスや特典をご提供する場合があります。追加サービスの内容、提供方法、利用条件はその都度定め、会員に通知いたします。

第4条（会費および支払方法）

1. 会費の種類および金額

本部会員：初年度は436,700円、2年目以降は年額50,000円または月額5,500円
支部会員：年額100,000円または月額10,000円からお選びいただけます。

2. 本部会員の初年度入会金に含まれるもの

本部会員の初年度入会金には、マーチャントクラブの会員資格、過去講義動画の閲覧権、定例会参加権、支部活動への参加権、会員向け各種サービスの利用権が含まれます。

3. 支払方法

本部会員の初年度会費は当社指定の方法でお支払いいただき、支部会員の会費はクレジットカード決済のみとさせていただきます。

4. 会費の自動更新

- 本部会員は、2年目の更新時に年額50,000円または月額5,500円のいずれかを選択するものとし、3年目以降から契約が自動更新されます。
- 支部会員は、お申し込み時より自動更新となります。年額会費の場合は入会日から1年ごと、月額会費の場合は入会日から1か月ごとに自動更新となります。

5. 未払い時の措置

会費が支払われなかった場合、当社は事前に通知の上、会員資格を一時停止または取り消すことができますものとしします。

6. 分割払いに関する特則

当社が特例として分割払いを承認した会員は、当社指定の方法で各回の分割支払いを行っていただきます。引き落としエラーが繰り返された場合、残額を一括でお振り込みいただく場合がございます。

第5条（契約期間および更新）

1. 月額会員の場合

本契約の期間は1か月とし、毎月自動更新されます。契約更新を希望されない場合は、更新の7日前までに当社指定の方法で解約手続きを行ってください。解約手続きが完了しない限り、翌月も契約が継続し、会費が発生いたします。

2. 年額会員の場合

本契約の期間は1年間とし、更新の7日前までに解約のお申し出がない限り、自動的に1年間更新されます。解約手続きが完了しない限り、次年度も契約が継続され、年会費が発生いたします。

3. 解約方法

解約を希望される場合は、当社指定の方法に従い解約手続きを行い、手続き完了後の当月または当年度の契約満了をもって契約終了となります。

第6条（契約の解除）

1. 会員は、所定の手続きを経ていつでも退会が可能です。ただし、退会日までにお支払いいただいた会費は返還できません（第7条によりクーリングオフが成立した場合を除きます）。
2. 入会手続き完了後は、会員向けコンテンツおよび各種サービスの提供が開始されるため、会員ご本人の参加状況、閲覧状況、利用状況、成果の有無を理由とする返金はお受けしておりません。
3. 当社は、以下の事由が生じた場合、当社の判断に基づき本契約を解除できるものとします。

- (1) 会員が本契約または利用規約に違反した場合
- (2) 会員の行為が他の会員や当社の利益を著しく損なう場合

第7条（クーリングオフ）

1. 本契約が、特定商取引法上の訪問販売、電話勧誘販売その他クーリングオフ制度の対象となる取引に該当する場合、会員は、法令に定められた期間内に、書面または電磁的記録により本契約の申込みの撤回または契約の解除（クーリングオフ）を行うことができます。この場合、会員に費用のご負担は生じず、当社は既にお支払いいただいた会費を返還いたします。
2. 会員ご本人がオンライン上の申込みページを確認し、利用規約、契約内容、会費、提供内容、返金条件、更新条件に同意したうえでお申し込みいただく場合、本契約は通信販売に該当し、特定商取引法上のクーリングオフ制度の対象とならない場合があります。
3. 前各項にかかわらず、法令上クーリングオフその他の契約解除または返金が必要とされる場合、または当社が特別に認めた場合は、この限りではありません。

第8条（個人情報の取り扱い）

当社は、会員の個人情報を適切に管理し、当社のプライバシーポリシーに基づいて取り扱います。会員は、当社がサービスの提供や通知のために個人情報を利用することに同意するものとします。

第9条（免責事項）

1. 当社は、会員が当クラブのサービスを利用することにより生じた損害について、当社の故意または重過失がない限り、責任を負いませんが、会員が安心してサービスをご利用いただけるよう、最善を尽くして対応いたします。
2. 当社は、サービスの改善や最適化のため、サービスの内容を予告なく変更することがあります。変更に伴う影響を最小限にとどめるよう努めますが、やむを得ない変更による不利益については責任を負いかねますので、あらかじめご了承ください。

第10条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、当社所在地を管轄する裁判所を専属管轄裁判所とします。なお、紛争が生じた場合、当社と会員は誠意をもって協議し、円満な解決を図るよう努めます。

第11条（当社情報）

本契約に関するお問い合わせやご不明点については、以下の当社連絡先までご連絡ください。

マーチャントクラブ会員契約内容書

株式会社アイマーチャント

代表取締役：菅 智晃

住所：〒203-0053 東京都東久留米市本町3-6-8

電話番号：042-420-9713

メールアドレス：info@imerchant.biz

受付時間：平日 9:00～18:00（祝祭日を除く）

